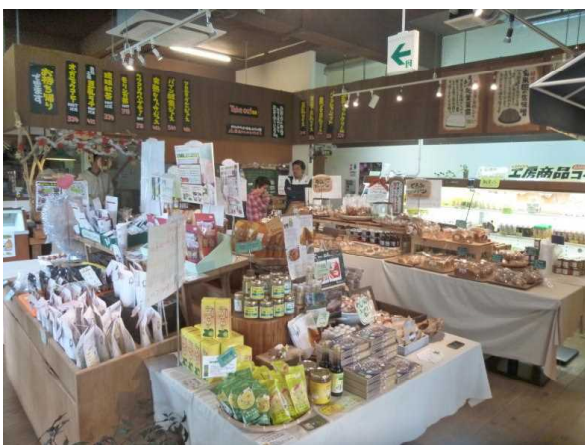


## 第5章 食料産業の振興



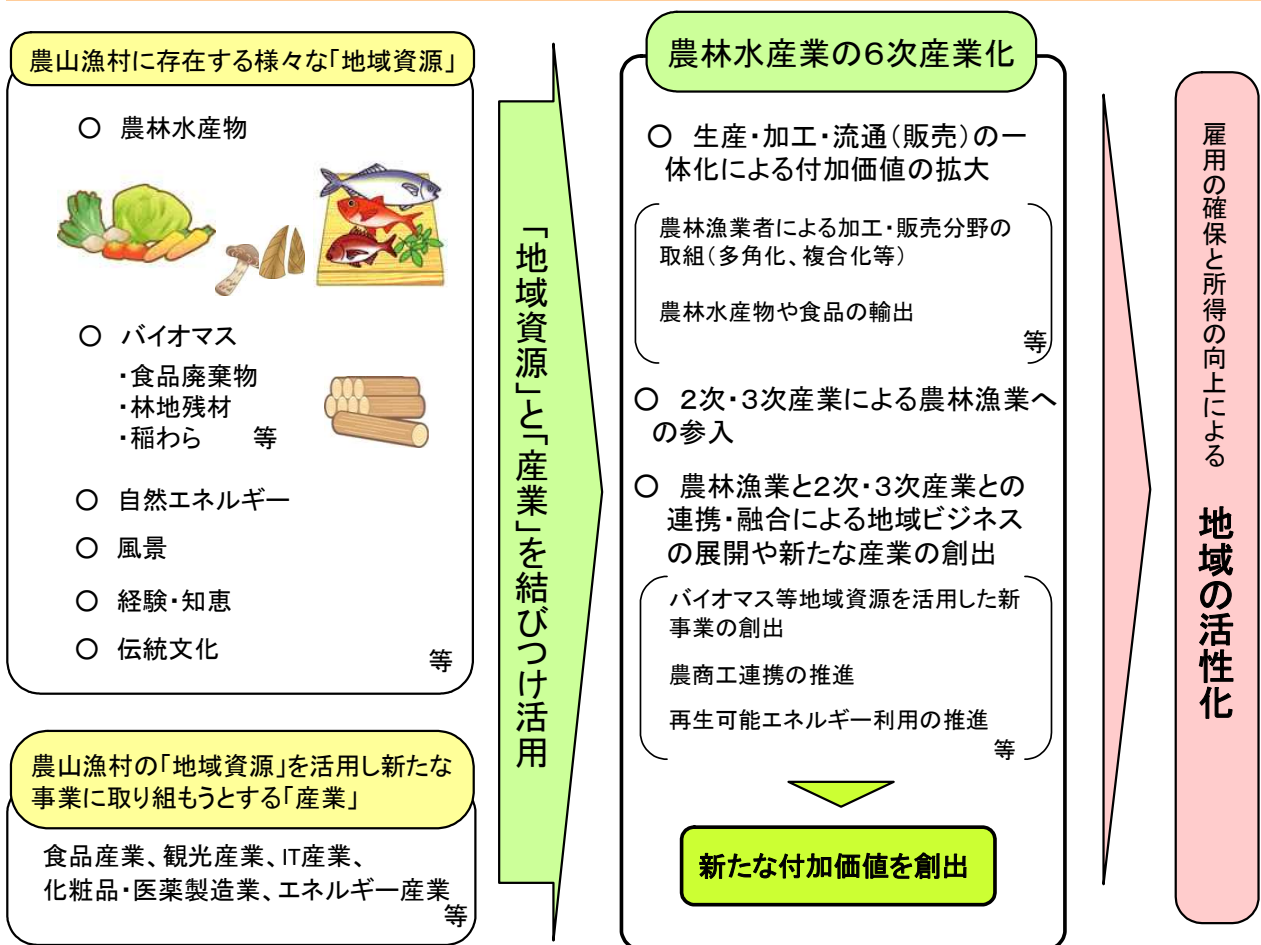
左上： 伊盛牧場（伊盛御夫妻）とジェラート（石垣市）	右上： 沖縄県中央卸売市場におけるセリート（浦添市）
左下： 農産物販売所「あいあいファーム直売所（今帰仁村）」	右下： メタン発酵テストプラント（石垣市）

# 第1節 農林水産業の6次産業化の推進

## (1) 農林水産業の6次産業化の意義

近年、農山漁村では、農林漁業者の減少・高齢化、所得の低下、担い手不足等の問題が深刻化しています。農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るためには、農山漁村に存在する農林水産物等の多様な地域資源と食品産業等を結びつけて活用し、新たな付加価値を創出する「6次産業化」(1次(生産)×2次(加工)×3次(販売)=6次産業)の取組が重要であることから、農林水産省では6次産業化の推進に取り組んでいます(図V-1)。

図V-1 農林水産業の6次産業化のイメージ



資料：農林水産省資料を基に沖縄総合事務局作成

## (2) 沖縄県における6次産業化の重要性

沖縄県においては、亜熱帯性気候等の地域特性を活かし、肉用牛、豚、さとうきび、マンゴー、パインアップル、紅いも、田芋、モズク等の多種多様な農林水産物や、それらに由来するバイオマス、貴重なサンゴ礁が広がる海等の風景、集落の伝統的慣習や組踊等の伝統文化等、魅力ある地域資源が豊富に存在しています（図V-2）。

図V-2 沖縄県の地域資源の例

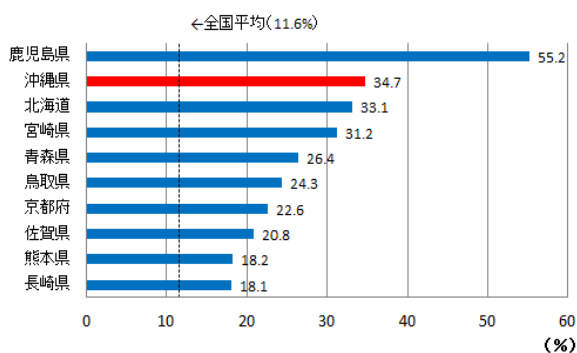


一方、沖縄県は、本土から遠隔地にある離島のため、物流面の不利性が大きく、本土のような主たる製造業が存在せず、食品産業（流通業、食料品製造業、外食・中食産業）の位置付けが高いという、独特の産業構造になっています。

沖縄県では、製造業の出荷額に占める食料品製造業の出荷額の割合が34.7%で全国2位、第3次産業である卸売業・小売業の従業者数に占める食料品の卸売業・小売業の割合は、43.2%で全国1位と、全国平均（11.6%、32.7%）を大きく上回っています（図V-3、4）。

図V-3

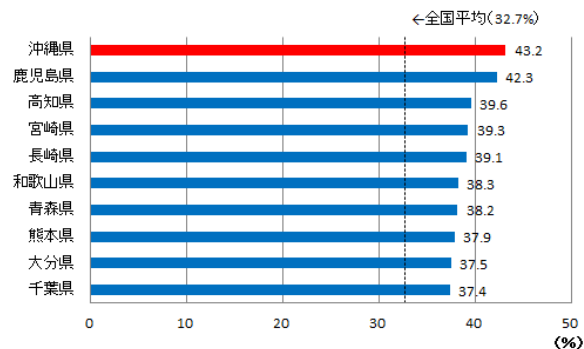
製造業出荷額に占める食料品製造業出荷額の割合  
（平成26年、上位10道府県）



資料：経済産業省「工業統計調査」

図V-4

卸売業、小売業従業者数に占める食料品卸売業、  
小売業従業者数の割合（平成24年、上位10県）

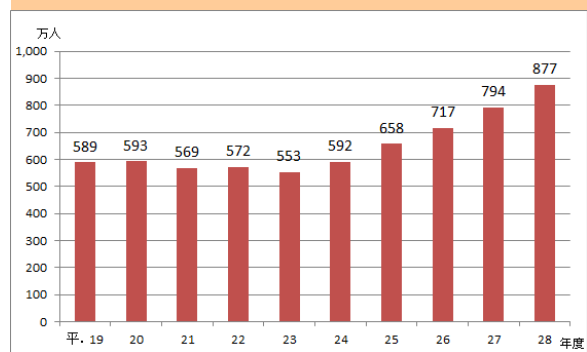


資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」

また、魅力ある豊富な観光資源は、国内外からの入域観光客数の増加の要因となっており、沖縄県における観光振興に大きく貢献しています（図V-5）。

特に、沖縄県においては、地域経済の基幹である農林水産業・食品産業と観光業との連携等により、新たな付加価値を創出する6次産業化の取組が他地域にも増して重要であり、特色ある取組が活発に行われています。

図V-5 沖縄県における入域観光客数



資料：沖縄県「沖縄県入域観光客統計概況」

### <事例V-1：6次産業化の取組>

石垣市の農業生産法人有限会社伊盛牧場では、平成23年度に六次産業化・地産地消法※に基づく総合化事業計画認定を受け、自社生乳や地域の農産物を使用したジェラート等の加工品の製造・販売を実施しており、平成25年に開港した新石垣空港において2店舗目の直売所を開設しました。

また、酪農にとって不利な条件である沖縄の亜熱帯性気候の環境において、畜舎整備等による増産体制の強化を図るとともに、規格外農産物等を活用した加工品の製造販売を行うことにより、地域の観光スポットとして地域活性化に貢献し、平成28年度（第55回）農林水産祭において、畜産部門で最高賞である天皇杯を受賞しました。

平成28年度は、6次産業化ネットワーク活動交付金によって新たな加工販売等の整備を実施し、生産強化や販路拡大を図ることとしています。

※地域資源を活用した農林漁業者等による新事業創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

果実など地域資源を活用したジェラート



暑熱対策を施した牛舎にて（伊盛御夫妻）



### (3) 6次産業化の支援

6次産業化の取組については、これまで農林漁業者を含む多様な主体により行われてきました。こうした6次産業化の取組に対して、国では、平成22年12月に六次産業化・地産地消法を制定（平成23年3月全面施行）し、6次産業化に取り組む意欲のある農林漁業者に対する総合的な支援体制を整備するとともに、同法に基づく支援措置を実施しているところです（図V-6）。

#### ① 農林漁業者に対する総合的な支援

農林漁業者が新たに加工・販売を行おうとする場合、「商品開発の知識がない」、「販路開拓が難しい」等の理由からなかなか踏み出せないことや、「六次

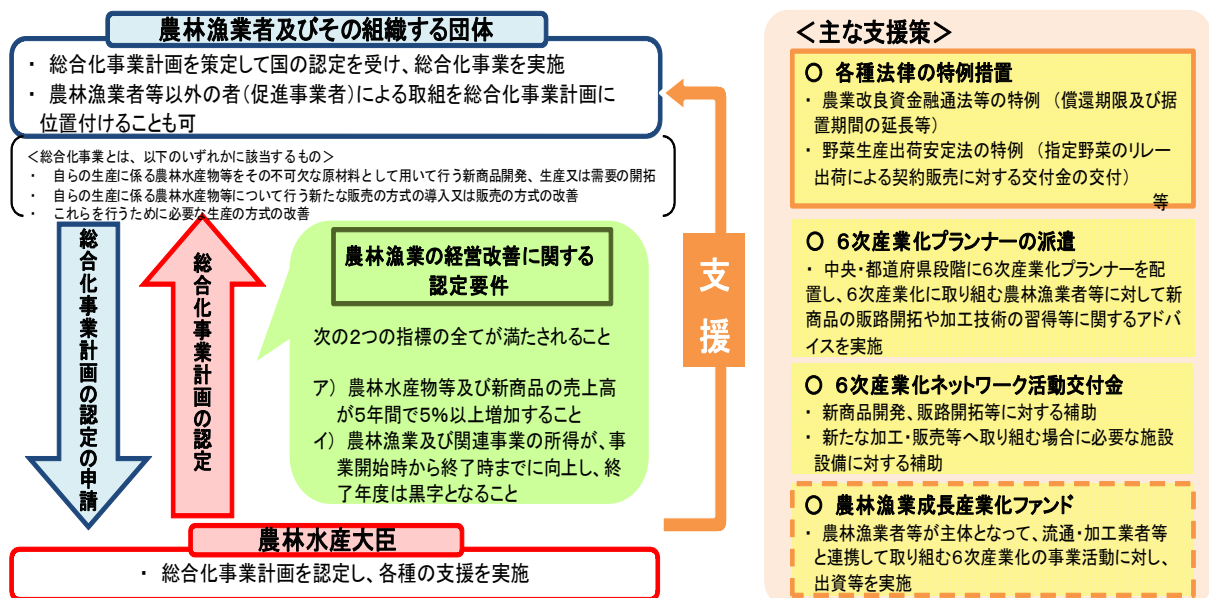
産業化・地産地消法の計画認定（後述）を受けたいが、計画書の作成が難しい」等の理由から取組をためらうといった課題があります。

このため、国では地域の実情に応じ、総合的な支援体制を構築し、取組の検討段階から、計画策定の支援や、認定後のフォローアップを行っています。

具体的には、沖縄総合事務局に総合相談窓口を設置し、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者の相談に対応するとともに、六次産業化・地産地消法に基づく計画認定や、都道府県や市町村と連携して取り組む6次産業化ネットワーク活動交付金等の補助事業の実施により、新商品の開発・販路の拡大等の取組や加工施設の整備等を支援しています。

また、6次産業化ネットワーク活動交付金では、国、県、市町村などの行政機関には難しいビジネス分野のアドバイスができる民間の専門家として、6次産業化プランナーを配置し、6次産業化に取り組む際のアドバイス、六次産業化・地産地消法に基づく計画認定に向けた構想の策定、申請書の作成にかかるサポート、認定後のフォローアップ等の活動を行う支援体制を整備しています。

図 V - 6 六次産業化・地産地消法の概要（6次産業化関係）



資料：農林水産省作成

## ② 六次産業化・地産地消法による支援

### ア 概要

六次産業化・地産地消法は、農林水産業の6次産業化を推進するため、農林漁業者等が、農林水産物やバイオマス等の副産物の生産と、その加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（総合化事業計画）を作成し、国から認定を受けた場合に、認定を受けた農林漁業者等やこれに協力する民間事業者に対して、様々な支援を行うものです。

また、民間事業者や研究機関等が、総合化事業活動に資する研究開発やその成果を利用する事業活動に関する計画（研究開発・成果利用事業計画）を作成し、国から認定を受けた場合には、民間事業者等も支援の対象となります（表 V - 1）。

表V-1 六次産業化・地産地消法の対象者

事業計画名	対象者
総合化事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林漁業者（法人も含む。）</li> <li>○ 農林漁業者の組織する団体（協同組合等）</li> <li>※ 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者は、事業計画の作成主体にはなれませんが、支援対象となることができます。</li> </ul>
研究開発・成果利用事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間企業（NPO法人も含む。）</li> <li>○ 大学・試験研究機関</li> <li>○ 地方公共団体 他</li> </ul>

## イ 支援措置

国から認定を受けた総合化事業計画や、研究開発・成果利用事業計画に基づいて事業活動を行う農林漁業者や民間事業者等は、各々の事業計画に準じて、農業改良資金融通法の特例、種苗法の特例等の法律上の支援を受けることができます（表V-2）。

このほか、新商品の開発や販路拡大の取組に対する補助事業による補助や、短期運転資金の貸付等の予算上の支援措置を受けることができます。

表V-2 六次産業化・地産地消法により認定された事業活動に対する主な法律上の支援措置

事業計画名	特例の内容	法律名
総合化事業計画	○ 農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者を促進事業者にも拡大	農業改良資金融通法 等
	○ 償還期限（10年以内→12年以内）の延長	
	○ 据置期間（3年以内→5年以内）の延長	
	○ 指定産地外であっても指定野菜のリレー出荷による契約取引に対し交付金を交付	野菜生産出荷安定法
	○ 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化	農地法 都市計画法 等
	○ 食品の加工・販売に関する資金を債務保証の対象に追加	食品流通構造改善促進法
研究開発・成果利用事業計画	○ 新品種の品種登録に要する出願料・登録料（第1年から第6年まで）を1/4に減免	種苗法
	○ 研究開発・成果利用に必要な施設を建築する際の農地転用の手続を簡素化	農地法
	○ 食品の加工・販売に関する研究開発・成果利用に必要な資金を債務保証の対象に追加	食品流通構造改善促進法

## ウ 認定状況

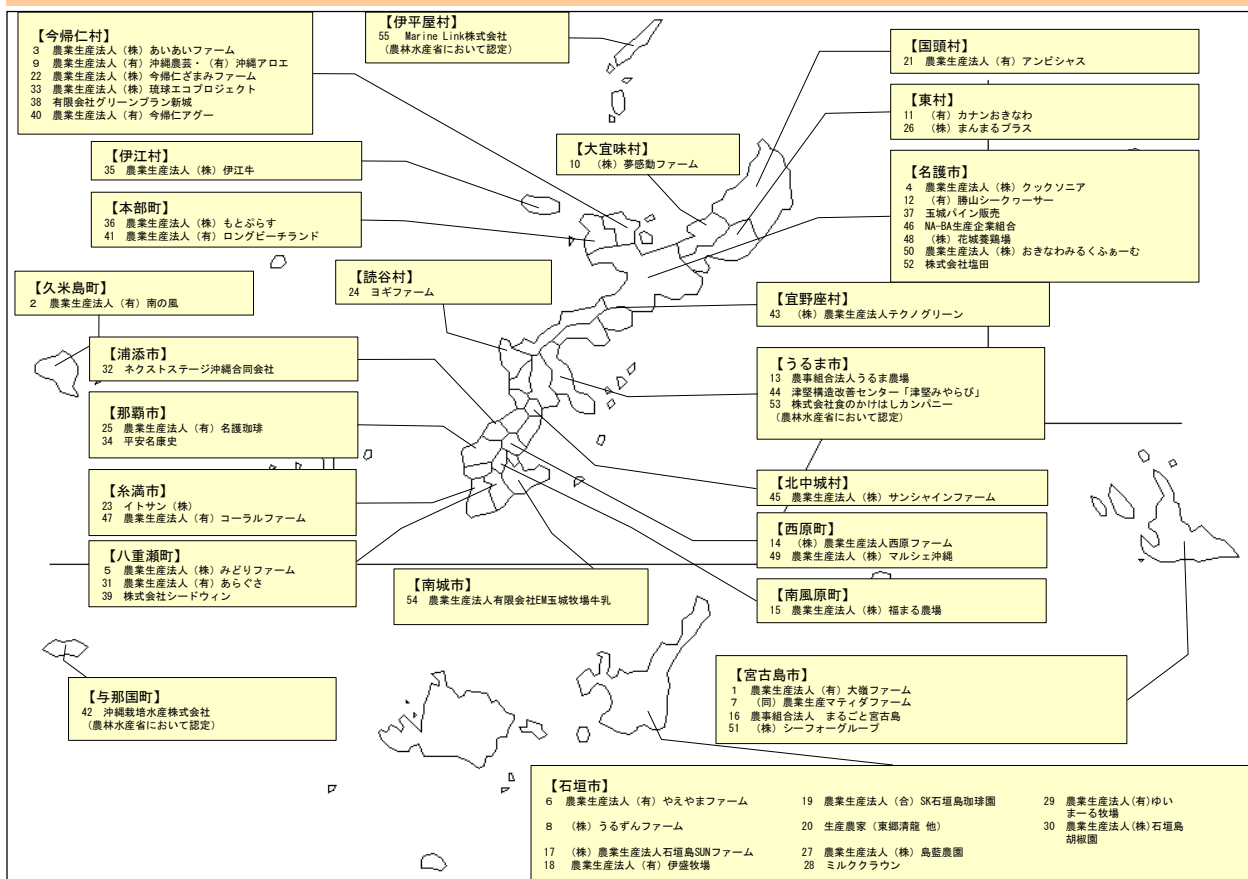
総合化事業計画については、平成28年度までに全国で約2,200件が認定されており、このうち沖縄県では、これまで55件が認定されています。沖縄県の認定件数は、経済規模等からみて全国と比べると多く、これは、本土にない多様な農林水産物があること、観光土産品の需要が大きく食品加工業が盛んであること、また、輸出を視野に入れた場合、成長市場であるアジア市場に近いという優位性があること等が背景にあり、県全体での6次産業化への関心が高いことがうかがえます（表V-3、図V-7）。

今後は、引き続き総合化事業計画の認定を推進するとともに、補助事業等の様々な支援を通じて、沖縄県における農林水産業の6次産業化の更なる発展に取り組んでいきます。

表V-3 平成28年度認定総合化事業計画（沖縄県）

事業名	事業者	市町村
自家牧場の牛乳を利用した乳製品（飲むヨーグルト、フローズンヨーグルト等）の新たな製造加工及び直接販売事業	農業生産法人有限会社EM玉城牧場牛乳	南城市
沖縄県伊平屋島近海産一本釣りキハダマグロ等の販売事業 ※ファンド出資案件	Marine Link株式会社	伊平屋村

図V-7 総合化事業計画認定事業者の分布図（沖縄県）

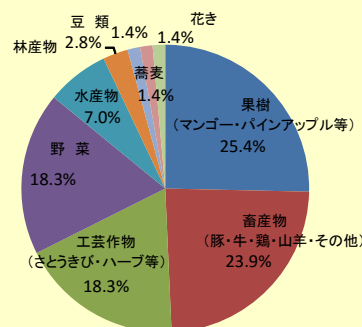


＜沖縄における総合化事業計画の対象農林水産物＞

沖縄県で認定された総合化事業計画の対象となる農林水産物の品目別割合をみると、果樹が25.4%と最も大きな割合を占め、次いで畜産物、工芸農作物、野菜の順となっており、野菜が最も多くを占める本土とは異なります。

この背景には、沖縄県ではマンゴーやパイナップル等の熱帯果樹の生産が盛んであるため、ジュースやジャム等の加工に取り組む事業者が多いことや、アグー等の特色ある豚や肉用牛等の生産が盛んであり、ハムやソーセージ等の畜産物を用いた加工品を開発しやすい環境にあること等が考えられます。

沖縄県における総合化事業計画の対象農林水産物の割合



注：平成28年度までに認定した55件を対象

### ③ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（ファンド法）による支援

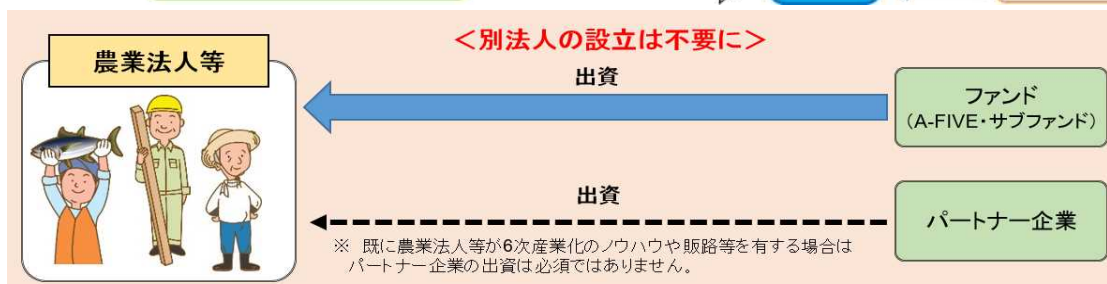
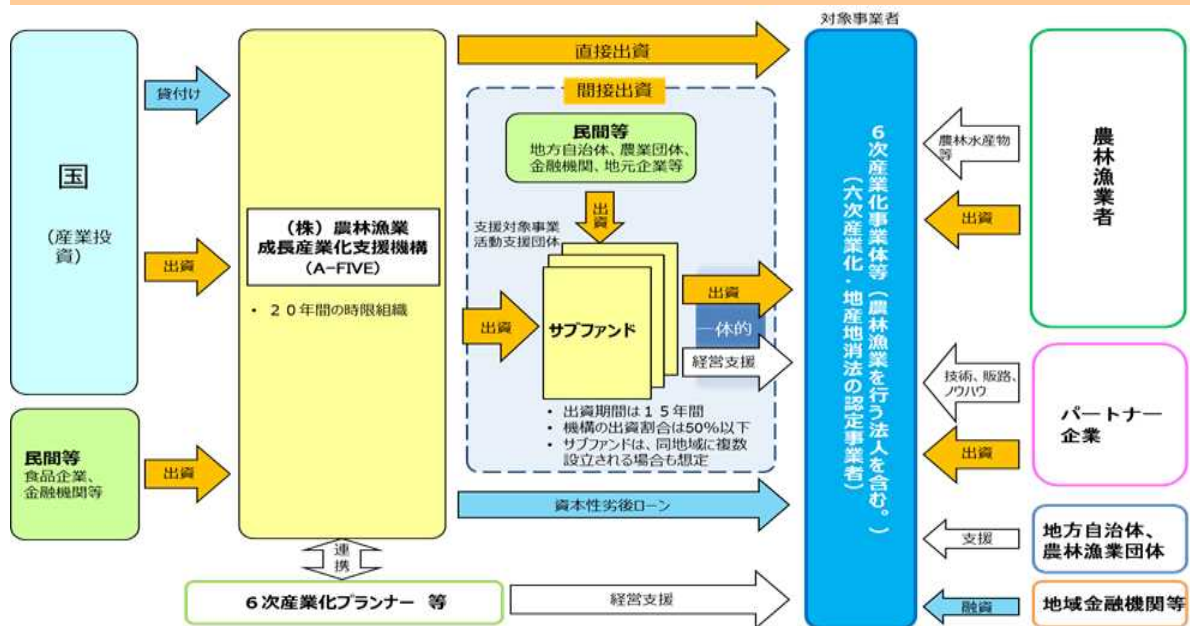
農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する活動等に出資や融資の経営支援を行い、6次産業化の取組を更に拡大・高度化させるため、「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」が平成24年12月に施行されました。また、同法に基づく（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）が平成25年2月に設立されました。

6次産業化事業体への支援は、地域に根ざした取組に対してきめ細かな支援を行うため、A-FIVEと農林漁業・食品産業に関心のある地方金融機関等が共同出資して設立するサブファンド（支援対象事業活動支援団体）を通して行うことを基本としており、更に平成29年5月31日にA-FIVE支援基準が改正され、6次産業化に取り組む農業法人等への直接的な出資が可能となりました。（図V-8）。

平成29年3月31日現在、全国で設立されたサブファンドの数は49カ所、出資案件は累計108件となっており、沖縄県内では、（株）琉球銀行と（株）農林漁業成長産業化支援機構、山田ビジネスコンサルティング（株）が共同出資して、平成26年6月20日に「りゅうぎん6次産業化ファンド投資事業有限責任組合」が設立されました。

同サブファンドによる出資第1号は、平成26年12月12日付けで、（株）食のかけはしカンパニーに決定され、平成27年7月に加工場を整備し、同年8月から本格稼働しています。同社は、うるま市に加工施設を整備し、全国から集めた農林水産物を用いて和食をテーマとした惣菜等の加工販売に取り組むことで原材料の付加価値を高め、一次事業者の所得の向上等を目指していくこととしています。

図V-8 農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ



資料：農林水産省作成

#### (4) 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、農山漁村の6次産業化を推進するため、総合化事業計画の認定のほか、以下の取組を行っています。

##### ① 6次産業化の推進に関する総合相談窓口

沖縄総合事務局農林水産部食料産業課に「6次産業化の推進に関する総合相談窓口」を開設し、6次産業化に取り組む意向を持つ農林漁業者等からの各種相談に適切に対応し、きめ細かな支援を行っています。

##### ② 6次産業化推進イベント等の開催

ア 沖縄県における農山漁村の6次産業化の取組への理解増進を図るため、また、より広く消費者の方々に6次産業化について御理解いただくため、「6次産業化まーさむんフェア」(平成28年11月14日～18日)をコープあっぷるタウンにおいて開催し、パネル展示、6次化商品の試食・販売等を行いました。フェアには約450名と多くの方々に御来場いただき、賑わいました。

イ 国内外のバイヤーの方々に6次産業化について御理解いただくことや6次化商品を国内外への販路につなげるため、沖縄コンベンションセンターで開催された沖縄大交易会において「6次産業化関係展示」(平成28年11月21日及び22日)のPRブースを設け、パネル展示、6次化商品の展示等を行いました。ブースには約150名の方々に御来場いただきました。

ウ 6次産業化や農商工連携の取組を推進するため、「6次産業化・農商工連携フォーラムin沖縄」(平成29年2月10日)を沖縄県立博物館・美術館において開催し、支援制度説明、基調講演、パネルディスカッションを行いました。フォーラムには140名と多くの方々に御来場いただき、関係者間での交流が図られました。

6次産業化まーさむんフェア



沖縄大交易会での展示



6次産業化・農商工連携フォーラム



##### ③ 6次産業化支援対策等に関する会議の開催

沖縄における6次産業化の取組を推進するため、平成28年9月15日に、「6次産業化支援対策等に関する沖縄ブロック担当者会議」を開催しました。会議では、農林漁業者等が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する新商品開発、販路開拓、加工・販売施設の整備等の支援について紹介しました。行政、金融機関、6次産業化に取り組む農林漁業者等の関係者40名以上が参加し、意見交換等を行いました。

会議の様子



## 第2節 農林水産業と他産業との連携の推進

### (1) 沖縄県における食品産業の現状

沖縄県における平成26年の製造業事業所数は1,179事業所（全国の0.6%）、製造業従業者数は24,432人（同0.3%）、製造品出荷額等は6,336億円（同0.2%）となっています。

このうち、食料品製造業についてみると、事業所数は396事業所（約34%）、従業者数は10,938人（約45%）、出荷額は1,514億円（約24%）です。全国の製造業に占める食料品製造業の比率（事業所数13%、従業者数15%、出荷額8%）を大幅に上回っており、沖縄県では、食料品製造業の占める割合の高さが特徴となっています。

また、県内の一事業所当たりの従業者数についてみると、県内全製造業平均の21人に比べ、食料品製造業は28人となっています。このうち、特に、砂糖製造業、畜産食料品製造業については、それぞれ30人、49人と県内全製造業平均を上回っており、地域における雇用や経済において重要な役割を果たしています（表V-4）。

表V-4 県内製造業の内訳

	事業所数(ヶ所)			従業者数(人)			出荷額(億円)			1事業所当たり従業者数(人)		
	平成			平成			平成			平成		
	24年	25年	26年	24年	25年	26年	24年	25年	26年	24年	25年	26年
全製造業	1,236	1,204	1,179	23,739	23,977	24,432	6,188	6,283	6,336	19	20	21
食料品製造業	405	402	396	10,246	10,640	10,938	1,317	1,470	1,514	25	26	28
砂糖製造業	18	20	20	565	601	603	108	142	149	31	30	30
畜産食料品製造業	42	42	39	1,422	1,900	1,908	328	422	436	34	45	49
水産食料品製造業	51	49	48	728	539	769	77	82	94	14	11	16
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	15	14	13	275	196	203	29	x	x	18	14	16
食料品製造業の全製造業に占める比率	32.8%	33.4%	33.6%	43.2%	44.4%	44.8%	21.3%	23.4%	23.9%	—	—	—

資料：沖縄県「沖縄県の工業」、総務省・経済産業省「平成26年経済センサス-活動調査」

注1：従業者4人以上の事業所が対象 注2：xは秘密保護上統計数値を公表しないもの

### (2) 農林水産業と食品産業をはじめとした他産業との連携

沖縄県においては、県産の良質な原材料を食品産業（流通業、食料品製造業、外食・中食産業）に安定的に供給する体制が十分には確立されていないため、農林水産業と食品産業との連携を強化する必要があります。

こうした中、国民の健康志向の高まり等を背景に、沖縄県産のウコン、長命草等薬用作物を活用した健康食品製造業が展開されるとともに、農林漁業者と食料品製造業者が連携し、ゴーヤー、紅いも、シークワサー等地域の特産農産物を活用した製品を開発し、地域活性化に取り組んでいる事例があります。

#### ① 農商工等連携事業計画

農商工等連携促進法\*1は、農林水産業と商業、工業等の産業間での連携を強化し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品の開発等の取組を支援することを目的として、平成20年5月に制定・施行されました。

沖縄県においては、平成20年9月の認定（3件）以降、平成29年3月までに

\*1 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）

合計21件の農商工等連携事業計画が認定されました（表V-5）。

計画に基づき事業を行う農林漁業者等の事業者は、専門家によるアドバイス等のほか、試作品開発、販路開拓及び施設整備に対する補助、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による低利融資等の支援措置を受けることができます。

表 V - 5 平成28年度農商工等連携事業計画（沖縄県）

連携事業者名	事業テーマ	事業概要
株式会社がんじゅう (中小企業)	プラセンタ等を活用した新しい加工商品の開発と地元農家との連携	トレーサビリティが確立されている自社ブランド「紅豚」・「紅アグー」の胎盤から抽出したプラセンタを活用し、ソーセージや餃子などの加工食品等を開発・販売する。 また、化粧品の原材料としても需要があり、国内産原料として開発販売する。
養豚集団がんじゅう (農林漁業)		

## ② 地域産業資源活用（支援）事業計画

地域資源活用促進法\*1は、中小企業者による地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援することを目的として、平成19年5月に制定・施行されました。

沖縄県においては、地域産業資源として農林水産物43品目（平成28年12月現在）を定めた県の基本構想が策定され、平成19年10月の認定（9件うち農林水産物4件）以降、平成29年3月までに92件（うち農林水産物65件）の地域産業資源活用（支援）事業計画が認定されました（表V-6）。

地域産業資源活用（支援）事業計画に基づき事業を行う者は、専門家によるアドバイス等（支援事業計画の認定事業者は対象外）のほか、試作品開発や販路開拓に対する補助、食品流通構造改善促進法及び中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による低利融資等の支援措置が受けられます。

表 V - 6 平成28年度認定地域産業資源活用事業計画（沖縄県）

事業名	活用する地域資源名 (農林水産物)	事業者
沖縄発リゾートライフスタイルブランドの確立事業	シークワサー、カーブチー、パイパイヤ、パインアップル、茶、ハイビスカス、ビーグ、ユーカリ、フーチバー、ハーブ（レモングラス、ミント、バジル、ローズマリー、ヤモミ）、薬用作物（グアバ、月桃、ボタンボウフウ）	ベナスタス株式会社
沖縄県産モズク並びにモズク由来のフコイダンを活用した沖縄県産加工商品群の開発と販路開拓	モズク	有限会社海昇食品
首里をテーマにしたスイーツの開発、販路開拓、ブランド化事業	沖縄島野菜、甘しょ、シークワサー、マンゴー、パインアップル、バナナ、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、たんかん、ハイビスカス	デザートラボシヨコラ
「沖縄産素材による新たなアロマ（香り）の商品」の開発と顧客開拓、ブランド確立事業	シークワサー、月桃、ハイビスカス、ハーブ（レモングラス、ミント、バジル、ローズマリー）	天然香房合同会社
地域資源を活用した、「新・琉球菓子」の開発販売事業	沖縄島野菜、甘しょ、もちきび、シークワサー、タンカン、マンゴー、パ	有限会社宮城菓子店

\*1 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）

	インアップル、パッションフルーツ、アセローラ、バナナ、島とうがらし、ヒハツモドキ、ハイビスカス、豚、乳牛、薬用作物、サンゴ、ハーブ	
久米島産のクルマエビ、シークワサー、紅イモを活用した商品開発と販路開拓事業	クルマエビ、シークワサー、紅イモ	株式会社與那嶺商会

### ＜沖縄県の地域産業資源として指定された農林水産物＞

(平成28年12月現在)

- |            |            |           |          |
|------------|------------|-----------|----------|
| ○さとうきび     | ○パッションフルーツ | ○豚        | ○サンゴ (※) |
| ○沖縄島野菜 (※) | ○ドラゴンフルーツ  | ○和牛       | ○モズク     |
| ○水稲        | ○アセローラ     | ○ヤギ       | ○海ぶどう    |
| ○もちきび      | ○バナナ       | ○乳牛       | ○アーサ     |
| ○甘しょ       | ○島とうがらし    | ○リュウキュウマツ | ○ひじき     |
| ○シークワサー    | ○ヒハツモドキ    | ○タイワンハンノキ | ○マグロ     |
| ○タンカン      | ○ハイビスカス    | ○ヤエヤマアオキ  | ○ソデイカ    |
| ○マンゴー      | (ローゼルを含む)  | ○マングローブ   | ○クルマエビ   |
| ○パインアップル   | ○ソテツ       | ○薬用作物 (※) | ○トビウオ    |
| ○パパイヤ      | ○茶         | ○ハブ       | ○カーブチー   |



アセローラ



ヒハツモドキ(ピパーチ)



薬用作物(月桃)

- ビーグ (い草)
- ユーカリ
- トコブシ
- ハーブ (※)

※沖縄島野菜：イーチョーバー (ういきょう)、ウンチェー (えんさい)、オオタニワタリ、クワンソウ (あきのわすれぐさ)、ゴーヤー、サクナ (ぼたんぼうふう)、シカクマメ、シブイ (とうがん)、シマナー (からしな)、タイモ (みずいも)、チシャナバー (かきちしゃ)、ナーベラー (へちま)、ニガナ (ほそばわだん)、ノビル (のびる)、ハンダマ (すいぜんじな)、フーチバー (にしよもぎ)、フーロー豆 (じゅうろくささげ)、モーウイ (在来きゅうり)、ヤマン (だいじょ)、ンスナバー (ふだんそう)、八重山カズラ、島らっきょう、島カボチャ、島ダイコン、島ニンジン、紅いも (甘しょ)、葉ニンニク、野菜パパイヤ

※薬用作物：ウコン、アロエ、クミスクチン、グアバ、月桃、ヤエヤマアオキ、ポタンボウフウ (別名：長命草)、ビデンス・ピローサ

※サンゴ：新製品開発の原料として活用する「サンゴ」は養殖サンゴの活用に限る。

※ハーブ：レモングラス、ミント、バジル、ローズマリー、ヤモミ

## 第3節 地産地消の推進

地産地消とは、地域で生産された農林水産物をその地域内において消費する取組です。地産地消の取組は、食や農に関する理解を高め、地域の伝統的な食文化の継承につながる食育の推進、消費者と生産者の「顔が見え、話ができる」関係づくりを通じた地域の活性化、国産農産物の消費による食料自給率向上を図る上で重要であるほか、直売所や加工等の取組を通じて、農林水産業の6次産業化による地域の活性化につながるものとして、一層の推進が求められています。

農林水産省では、平成23年3月に施行された六次産業化・地産地消法及び同法に基づいて同月に策定された基本方針において、地産地消に関する事項を規定し、地域の農林水産物の利用を促進しています。このため、市町村に対し地産地消を促進する計画の策定を推進し、その取組を支援しています。

### (1) 地域の農林水産物の利用の促進についての計画の策定の推進

沖縄県においては、平成26年3月に県の地産地消促進計画が策定されたところであり、沖縄総合事務局としても、沖縄県と連携しつつ、生産者、農業者団体、食品産業事業者、消費者団体等が連携して作成する地産地消市町村促進計画の策定を推進していくこととしています。

### (2) 直売施設への支援等

沖縄県内の農産物直売所は、①道の駅併設の農産物直売所、②JAおきなわが運営するファーマーズマーケット、③第三セクターが開設した農産物直売所、④法人化した組織が運営する農産物直売所、⑤地域の農家有志が共同で開設する農産物直売所等に大別することができ、地産地消の高まりや消費者の商品の選択基準の変化、低価格志向等を背景に広がりを見せています。沖縄総合事務局としても、6次産業化に取り組む事業者の直売施設の整備を支援するなど、地域の活性化のための支援を行うこととしています。

あいあいファームの直売所(今帰仁村)



### <事例V-2：あいあいファームが地産地消で農林水産大臣賞を受賞>

農林水産省では、平成17年度から地産地消等優良活動表彰※を実施しており、平成28年度、県内から農業生産法人あいあいファームが地域振興部門において最高賞である農林水産大臣賞を受賞しました。

同団体は今帰仁村内の耕作放棄地を利用して葉菜類、大豆、小麦などを栽培しているほか、収穫した作物などを原料に、同村の廃校となった旧湧川小学校校舎などの施設を利用して、豆腐、味噌、ドレッシングなどの加工食品を製造し、直売所やレストラン、宿泊・体験施設も併せて運営するなど地産地消や6次産業化に取り組んでいます。また、小学生を対象とした豆腐や沖縄そばの手作り体験を実施し、食育活動にも取り組んでいます。

※全国各地のそれぞれの立地条件を活かした創意工夫のある様々な地産地消及び国産農林水産物・食品の消費拡大の取組・活動について、優れた取組・活動を表彰するものです。

喜びの受賞報告(沖縄総合事務局)



地産地消の農家レストラン「農家の食卓」



## 第4節 地理的表示(G I)保護制度の推進

我が国には、世界に誇る高品質な農林水産物・食品を創出するための「優れた品種」、「高度な生産技術」といった「強み」があります。攻めの農林水産業を展開し、農林水産業の成長産業化を図るためには、6次産業化の推進、輸出の拡大、消費の拡大や生産コストの低減などの課題を解決する必要があり、そのためには、「強み」を生かし、実需者や消費者ニーズに対応した高品質で安心・安全な農林水産物づくりが必要不可欠です。

一方、近年、食料産業等のグローバル化に伴い、巧妙化する模倣品や技術流出などへの迅速かつ的確な対応が求められるようになっており、新品種や高度な生産技術を知的財産として認識し、権利として保護・活用を図っていくことが我が国の「強み」を維持・発揮するために必要となっています。

このような状況を踏まえ、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法：G I法）が平成27年6月に施行され、地理的表示保護制度がスタートしました。

### （1）地理的表示（G I）保護制度の概要

G I保護制度は、品質・社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている製品について、その名称（地理的表示：G I）を知的財産として国に登録することができる制度です。商標制度等では、権利侵害には権利者自らが対応する必要があるという課題がありましたが、G I保護制度では、製品の名称とともに製品の充たすべき品質基準等についても国に登録し、G Iマークを付すことで、他の製品との差別化を図ることが可能となるほか、不正な使用は国が取締りを行うため、訴訟等の負担なく自分たちのブランドを守ることが可能となります。

農林水産省は、G I保護制度の導入を通じて、生産業者の利益の保護・拡大を図ると同時に、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益の増大を図るよう取組を進めています。

なお、平成28年12月にG I法の改正が行われ、我が国と同等の地理的表示保護制度を有する外国との国際協定によるG I相互保護が可能となりました。

図V-9 地理的表示のイメージ

定義：地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できるもの。

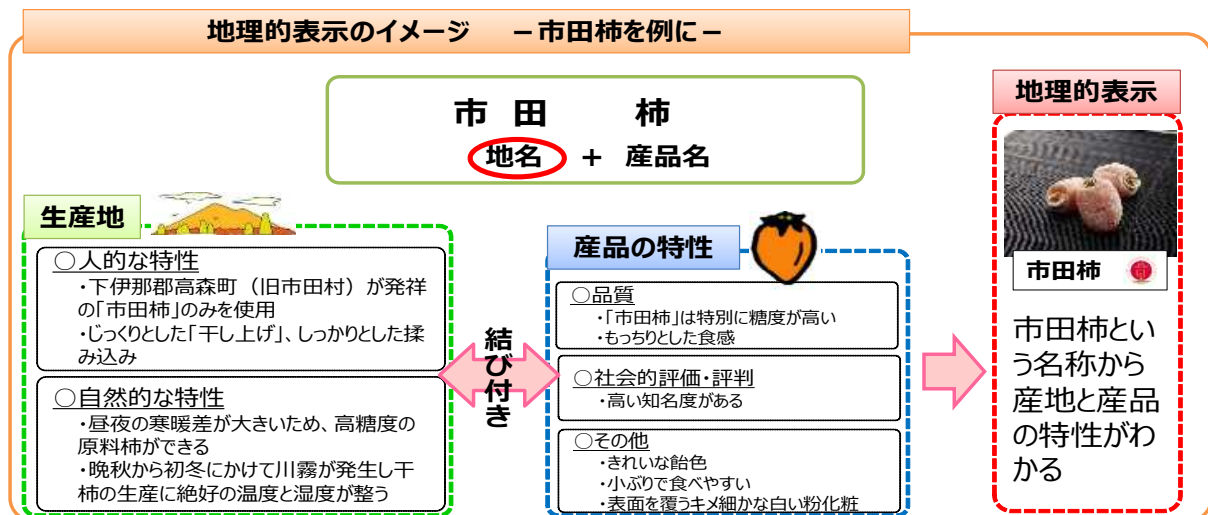
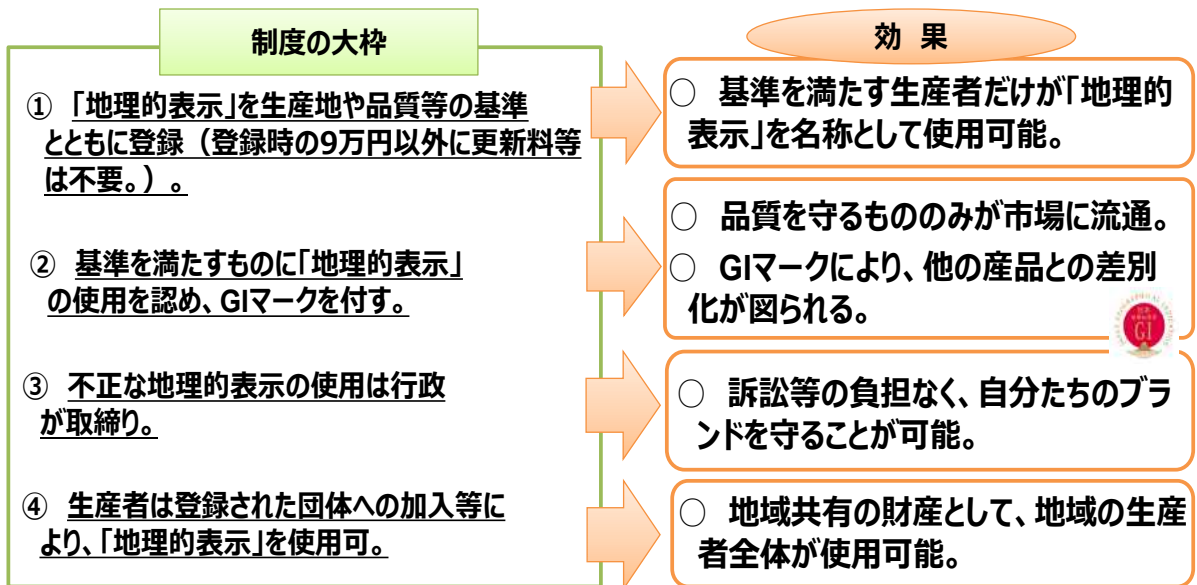


図 V-10 地理的表示保護制度の大枠



登録標章（GIマーク）



GIマークは、真正な地理的表示産品であることを証するものです。マークのデザインは、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

※GI：Geographical Indication（地理的表示）

## （2）沖縄総合事務局の取組

沖縄には、地域に結びついた魅力あふれる地域資源が豊富にあり、本制度の活用により地域ブランドを守るとともに、農家所得の向上と地域の活性化につなげていくことが重要となっています。

沖縄総合事務局では、県内ブランド産品の本制度への登録を推進するため、現場の方々に制度の内容を御理解いただくための説明会を開催してきました。また、農林水産部内に地理的表示等活用推進PTを設置し、本制度の普及・啓発及び登録申請に向けた各種取組を実施しています。



説明会の様子

## 第5節 農林水産物・食品の輸出の促進

少子高齢化等により国内の農林水産物・食品の市場は縮小傾向にある一方、海外に目を向けると、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における人口の増大、経済発展に伴う裕福層の増加などにより、海外市場は今後更なる拡大が見込まれています。

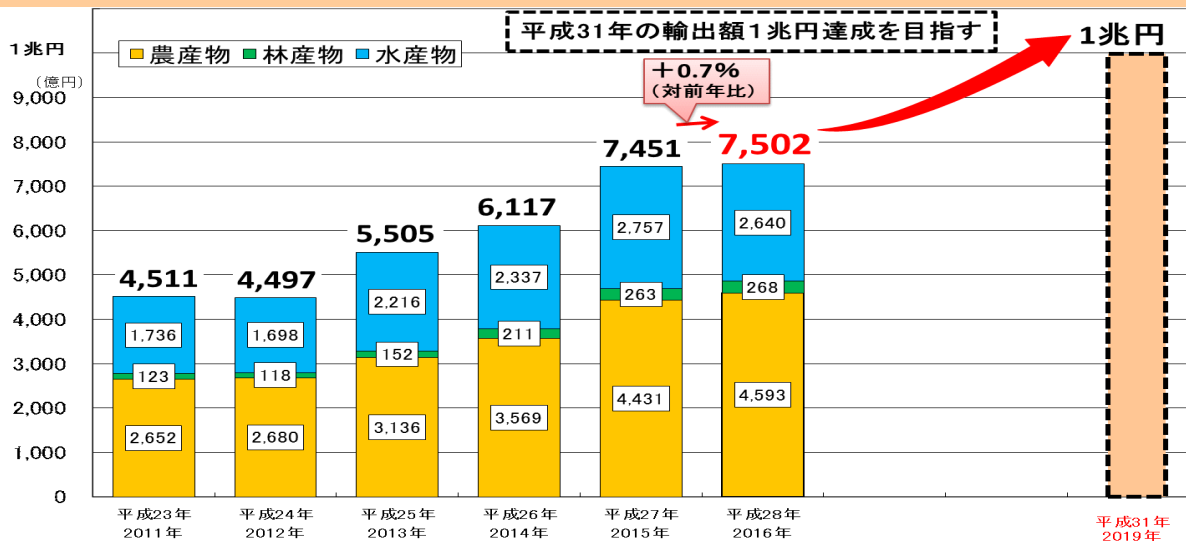
このような中、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大は、農林水産物等の新たな販路拡大や国内価格の下落に対するリスクの軽減、国内ブランド価値の向上など、産地にとって多くのメリットがあるほか、国民全体の観点からも、輸入偏重となっている我が国の農林水産物等の輸出入バランスの改善や日本食文化普及に伴う対日理解の増進など多様な意義を有しています。

### (1) 農林水産物・食品の輸出の状況

#### ① 我が国全体の状況

我が国の農林水産物・食品の輸出額は、平成25年から4年連続で過去最高を更新し、平成28年の輸出額は、昭和30年に輸出額に係る統計を取り始めて以来最高額である7,502億円となりました（図V-11）。国では更なる輸出拡大を目指して、関係省庁の閣僚と有識者による「農林水産物の輸出力強化ワーキンググループ」を立ち上げ、議論を行い、平成28年5月に「農林水産物の輸出力強化戦略」を取りまとめ、この戦略について、多くの農林漁業者や食品事業者、輸出関係事業者の方々に周知し、輸出拡大に取り組んでいただくよう働きかけを行っています。

図V-11 農林水産物・食品の輸出額等の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注1：農産物はアルコール飲料、たばこを、水産物は真珠をそれぞれ含む。

注2：暦年の合計である。

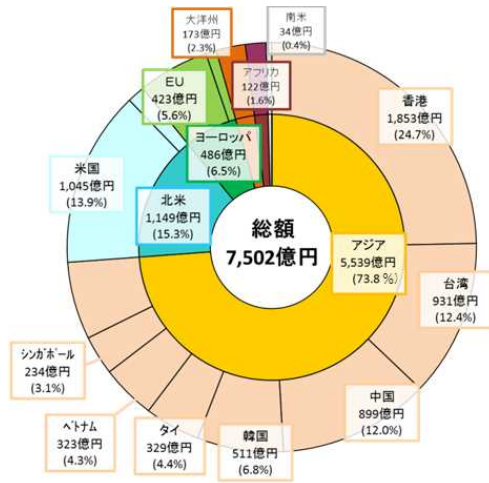
#### ア 国・地域別内訳

平成28年の農林水産物・食品の輸出額を輸出先地域別で見ると、アジア7割、北米2割となっており、国・地域別には、1位：香港、2位：米国、3位：台湾、4位：中国、5位：韓国となっています（図V-12）。

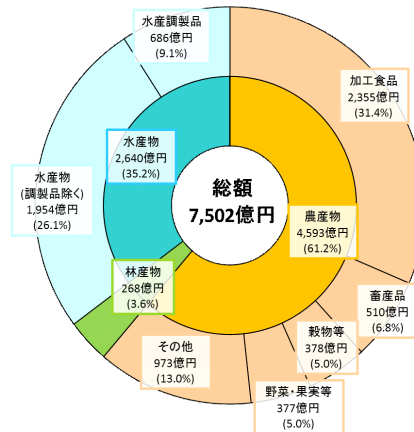
#### イ 品目別内訳

平成28年の農林水産物・食品の輸出額を品目別で見ると、農産物が6割、そのうち加工食品が3割、また水産物が4割を占めています（図V-13）。

図V-12 輸出国・地域別内訳（平成28年）



図V-13 輸出品目別内訳（平成28年）



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成（図V-10、11）

② 沖縄県における状況

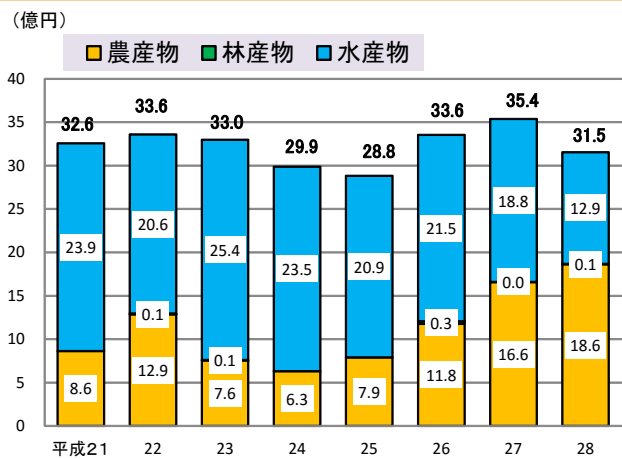
平成28年の沖縄県からの農林水産物・食品の輸出額は、31.5億円で、前年から約4億円減少(対前年比11%減)しています(図V-14)。ただし、このうち、グアム及びフィリピン向けの輸出額9.1億円は、主に捕獲したマグロを海外で直接水揚げしたことで輸出扱いとなる額であり、これを除いたその他の輸出額は、22.5億円(対前年比14.3%増)となっています。

その他の輸出額22.5億円の輸出先国・地域別では、香港向けが10億円(全体の5割)、次いで台湾向けが5億円(全体の2割)となっています(図V-15、16)。

また、輸出品目別で見ると、ビールをはじめとする加工食品が5割、牛肉・豚肉などの畜産品が2割を占めています。

品目別の輸出額をみると、畜産品(377百万円：対前年比11%減)は、減少したものの、加工食品(1,018百万円：対前年比16%増)や水産物(354百万円：対前年比33%増)、野菜・果実等(139百万円：対前年比49%増)の輸出額が増加したことが、全体の輸出額(22.5億円：対前年14.3%増)を押し上げています(図V-17)。

図V-14 沖縄からの農林水産物・食品の輸出額の推移(全体)



図V-15 沖縄からの輸出先国・地域別輸出額(平成28年)

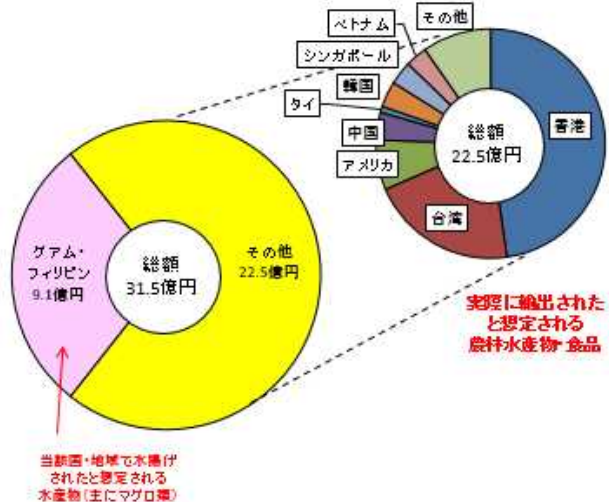


図 V-16  
沖縄県からの農林水産物等の国別輸出額推移  
( Guam・フィリピンを除く )

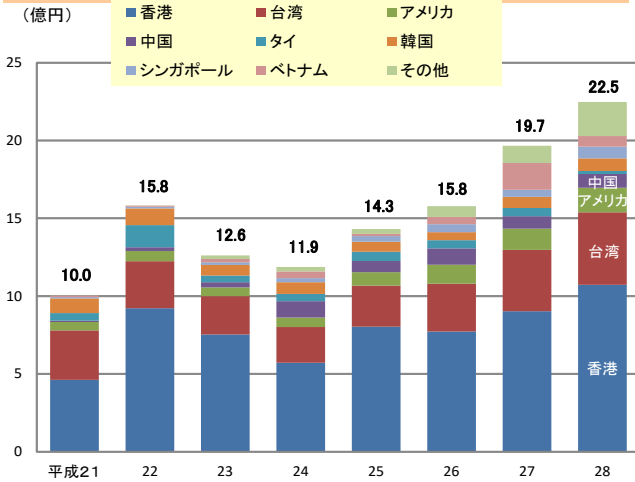
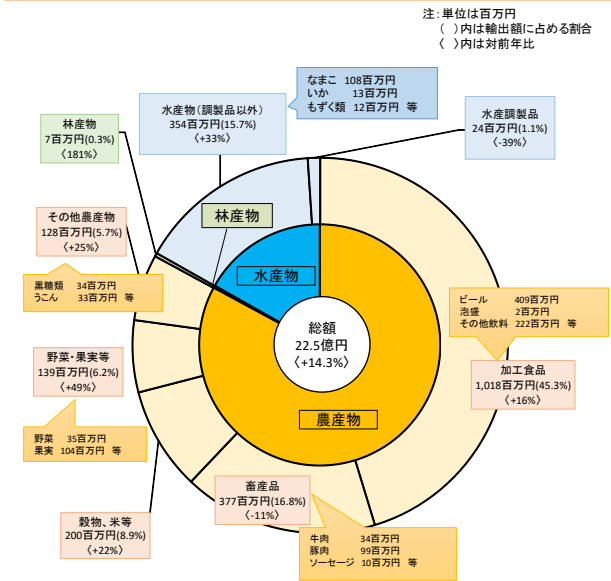


図 V-17  
沖縄からの農林水産物・食品の品目別輸出額  
( Guam・フィリピンを除く ) ( 28年 )



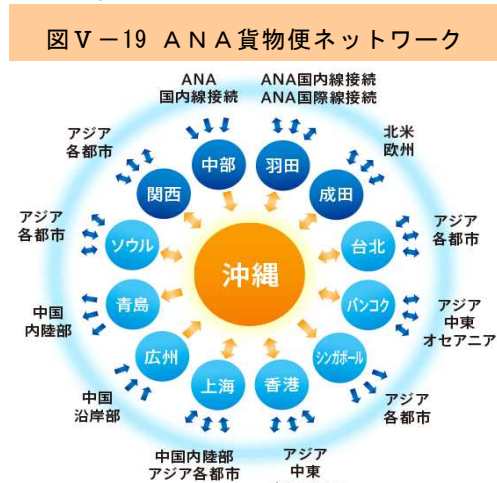
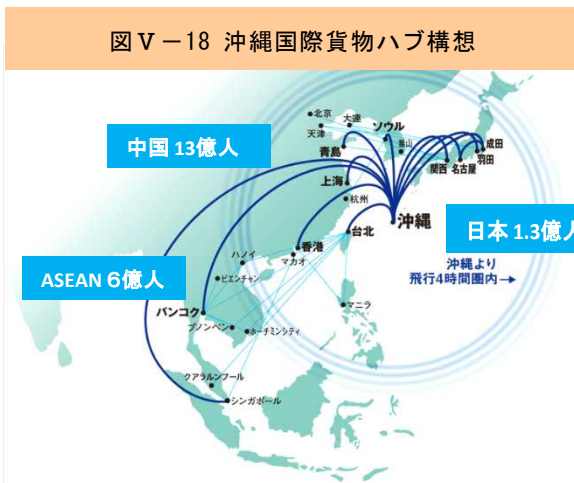
資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成 ( 図 V-14~17 )

## ( 2 ) 沖縄県における輸出促進に向けた取組状況

### ① 沖縄県や事業者等による取組

#### ア 「そら」( 那覇空港の国際物流ハブ化 )

沖縄県は、日本を含む東アジアの中心に位置しており、那覇空港から国内及び東アジアの主要都市へは 4 時間以内で移動が可能です ( 図 V-18 )。この地理的優位性を活かし、平成21年10月に ANA ( 株 ) による那覇空港の国際貨物基地 ( 国際貨物ハブ ) 事業がスタートしました。本事業では、企業間の取引である B to B を主な対象とし、那覇空港を中心として香港などのアジアの主要都市と国内 3 都市 ( 成田、羽田、関西 ) を貨物便の路線で結び、24 時間通関可能な那覇空港で深夜に貨物を積み替え早朝離陸することで、アジアへの翌日配送が可能となりました ( 図 V-19 )。

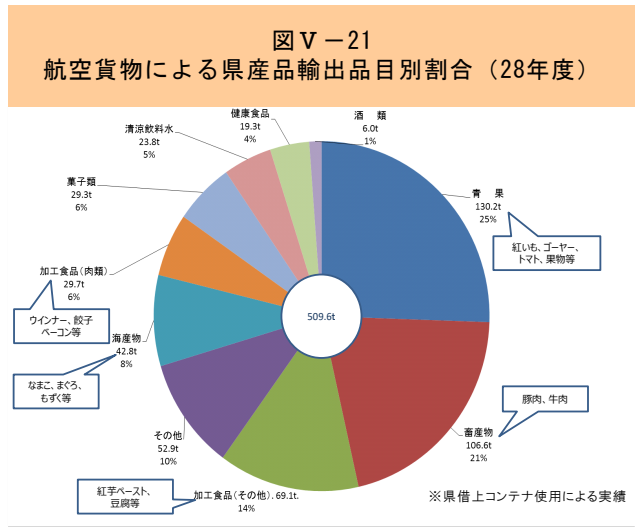
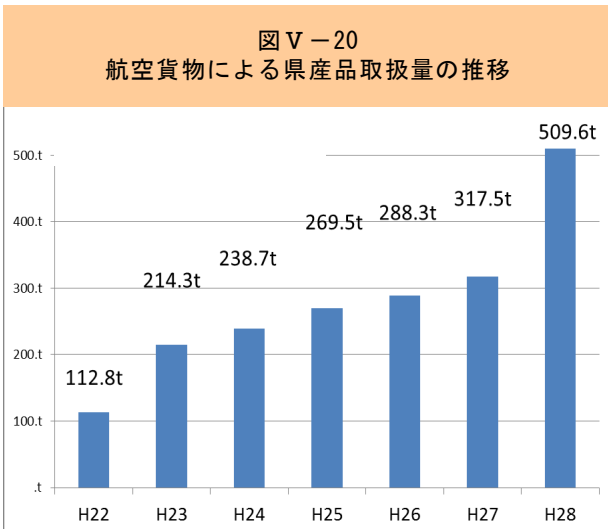


資料：ANA CARGO ホームページ

さらに、宅配事業大手のヤマト運輸による国際貨物ハブを活用した国際宅配便が平成24年に開始され、国際クール宅配便が25年に開始されています。加えて、那覇空港第2滑走路や空港周辺の大型流通拠点の整備も進展しており、高速物流の機能を支えるインフラ整備も着実に進められています。

近況として、平成27年8月には、イオンダイレクト(株)、全国農協食品(株)、ヤマト運輸(株)、(株)ANA Cargoの4社が連携し、那覇空港を拠点にして、香港の消費者向けに宅配・予約販売方式により、高品質で新鮮な全国の旬の果物を、ロットをまとめて産地から輸出する取組を開始しました。

また、沖縄県は平成27年9月に「沖縄県アジア経済戦略構想」を策定し、アジアをつなぐ国際競争力のある物流拠点の形成に向けて、那覇空港の国際物流ハブ機能の強化や、その活用を通じたアジア主要地域への農林産物の輸出拡大を目指すなど、那覇空港を「ハブ」としたアジアへの農林水産物等の輸出拡大の気運はますます高まっています。



資料：沖縄県商工労働部アジア経済戦略課「沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業実績」(図V-20、21)

表V-6 那覇空港の国際貨物取扱量

平成20年度	平成28年度
約1,800 t	約18万7,000 t (約103倍)

※成田、関西、羽田に次ぐ国内第4位(平成29年4月現在)  
資料：国土交通省「暦年・年度別空港管理状況調査」及び大阪航空局、東京航空局「管内空港の利用状況集計表」

先述した「農林水産業の輸出力強化戦略」の中で、国際物流ハブ化に向けた検討を推進するとされていることから、さらに那覇空港のハブ機能を高めるために、空港近隣に冷蔵・冷凍倉庫やセントラルキッチン等を備えた農産物輸出拠点化の検討を進めているところです。

これらの那覇空港が持つ優位性や特性を今後さらに活かしていくことで、沖縄県をゲートウェイとした全国の農林水産物・食品の輸出の動きが加速度的に伸びることが期待されています。

## イ 「うみ」(那覇港における外貨貨物増大に向けた取組)

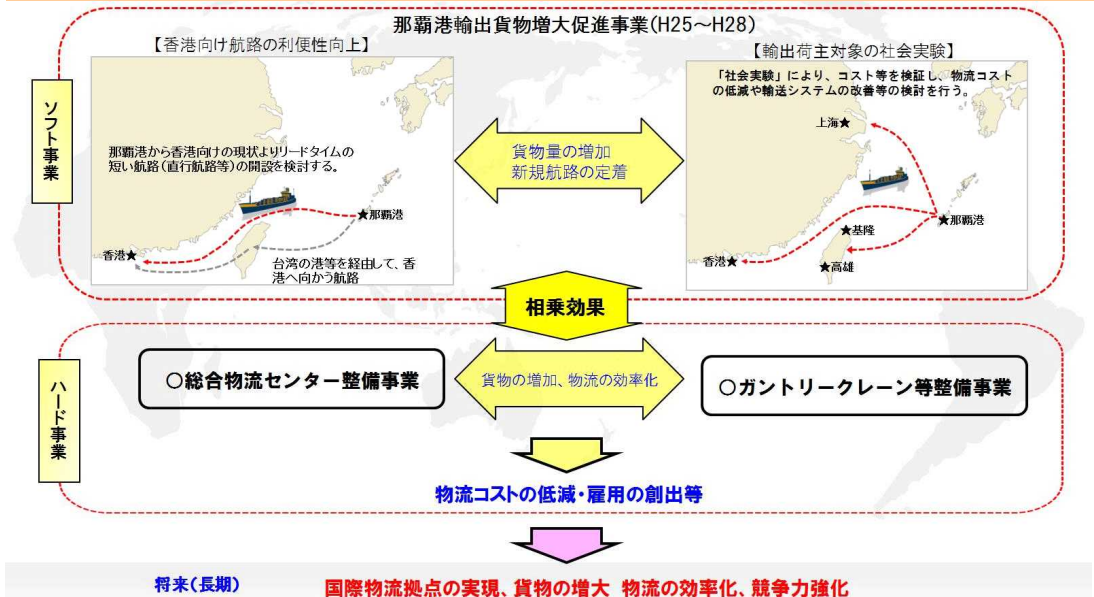
海上輸送では、輸用量が少なかったことから、船を活用して輸出を行う場合、コンテナ単位になるまで貨物を貯めてから輸送する、あるいは博多港、大阪港等本土経由で輸送するといった手法がとられ、高い輸送コストとリードタイムの長期化という課題を抱えていました。

これらの課題を克服するため、那覇港管理組合を中心として、那覇港から香港向けの現状よりリードタイムの短い航路(直行航路等)の開設や、社会実験による物流コストの低減等に向けた検討を行うなど、那覇港の国際物流拠点化を目指した取組が進められています(図V-22)。

このような取組が定着することにより、海上輸送の低コスト化、安定化が

図られ、さらに、物流面において航空輸送と連携・分担（「そら」と「うみ」：AIR&SEA）することにより農林水産物・食品の一層の輸出拡大が期待されています。

図 V-22 那覇港における外貨貨物増大に向けた取組



資料：平成26年度沖縄国際物流戦略チーム本会合資料「那覇港管理組合の取り組み」

## ② 沖縄総合事務局による輸出促進に向けた取組

沖縄総合事務局では、先述の「農林水産物の輸出力強化戦略」について、沖縄県内の農林漁業者、食品事業者、物流・商社等輸出関連企業の方々に対し周知するとともに、戦略を活用して更なる輸出拡大に向けて取り組んでいただくことを目的とし、平成28年6月10日に「沖縄ブロック説明会」を開催しました。また、沖縄県からの農林水産物等の輸出促進に資するため、県や関係機関等から構成する「沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会」を設置しています。平成28年度においては、第1回協議会を平成28年8月に、第2回協議会を平成29年3月に開催し、沖縄産農林水産物・食品の輸出に係る課題等の整理に取り組んでいます（図 V-23）。

## （3）食品等の輸出証明書の発行

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以後、福島第一原子力発電所の事故を受けて、日本から食品等を輸出する際には、放射性物質検査証明書や産地証明書等を求める国・地域\*1があります。

沖縄総合事務局では、県、関係機関、企業等に対して、これら国・地域が求める内容について正確な情報伝達に努めることにより、引き続き輸出の支援を行うとともに、食品等（水産物・酒類を除く）\*2の輸出証明書の発行を行っています（平成27年4月～28年3月発行件数：312件）。

なお、平成27年2月には、申請者の利便性向上のため、インターネットによる申請受付に移行しており、更に沖縄県中央卸売市場や動物検疫所・植物防疫事務所等においても証明書の受取ができるよう関係機関と調整しています。

\*1 我が国が輸出証明書を発行している国・地域（平成29年3月末現在）

EU、EFTA（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）、シンガポール、韓国、ブラジル、仏領ポリネシア、中国、モロッコ、香港、エジプト、アラブ首長国連邦（ドバイ首長国、アブダビ首長国）、ブルネイ、ロシア、サウジアラビア、バーレーン、オマーン、タイ（野生動物肉）、ニューカレドニア

\*2 水産物については沖縄県農林水産部水産課（EU・中国向けは水産庁漁政部加工流通課）、酒類については沖縄国税務所が、輸出証明書を発行している。

図 V - 23 沖縄の農林水産物・食品の輸出に係る課題概要

〈 品目ごとの課題等の概要 〉

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
<b>青果</b>			
マンゴー	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者が輸出についてメリットを感じていない</li> <li>東南アジア産マンゴーとの差別化</li> <li>出荷体制の構築</li> <li>輸出仕向けの出荷規格</li> <li>長距離輸送に向けた品種の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送時の品質保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズの把握</li> </ul>
かぼちゃ	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者が輸出についてメリットを感じていない</li> <li>輸出仕向け量の確保</li> <li>生産量の拡大、安定生産体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送時の品質保持</li> <li>輸出先国における貯蔵保管施設の実態把握</li> <li>リードタイムの短縮化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズの把握</li> <li>ブランド化の推進</li> <li>プロモーション</li> </ul>
紅芋（かんしょ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産量の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物防疫法上の移動規制に対する対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズの把握</li> <li>ブランド化の推進</li> <li>貯蔵技術の検討</li> </ul>
キャベツ（新）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者が輸出についてメリットを感じていない</li> <li>輸出仕向け量の確保</li> <li>長距離輸送に向けた品種の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴールドチェーンの確保</li> <li>海上輸送の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズの把握</li> </ul>
<b>特産物</b>			
黒糖	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定供給の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定供給のための保管方法の確立</li> <li>保管施設確保の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブランド化の推進</li> </ul>
きのこ	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定供給体制の構築</li> <li>価格競争力の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空輸送が必須</li> </ul>	
シークワサー加工品（新）	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定供給体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流通体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズの把握</li> <li>ブランド化の推進</li> <li>プロモーション</li> </ul>
<b>畜産物</b>			
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産量の確保</li> <li>飼養管理技術の向上</li> <li>生産基盤の確保・強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アグー豚肉・一般豚肉の飲食店への流通量の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食肉処理施設における国際基準認定対応</li> <li>沖縄の共通ブランドとしてのPR</li> </ul>
鶏肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズに合った部位・生産量の確保</li> <li>安定した生産体制を確保するための防疫対応強化</li> <li>生産基盤の確保・強化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄の共通ブランドとしてのPR</li> </ul>
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内の情勢として子牛価格が高価格で推移していることから、県内の肥育についても子牛導入の調達の面から大幅な生産拡大が見込めない状況の中、輸出仕向け量の確保は厳しいと考えられる。このことから、今回は課題の整理は見送り、今後の状況の改善等踏まえ、適当な時期に課題の抽出及び対応を行う。</li> </ul>		
<b>水産物</b>			
マグロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出仕向けの水揚げ量の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出に関する取組の面的拡大</li> <li>付加価値向上</li> <li>ゴールドチェーンの確保</li> </ul>	
モズク	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定生産の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズに合った輸送形態及びコストの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズがない国に対するプロモーション</li> </ul>
ミーバイ（新）（ヤイトハタ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定生産の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リードタイムの短縮化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新鮮保持技術のPR</li> </ul>

注）品目中の（新）は、今後輸出が期待されるものや輸出実績が少ないもの

資料：沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会資料

### <事例Ⅴ－3：沖縄製粉（株）の輸出の取組>

沖縄製粉は、宮古島において島内産紅いも※を原料に一次加工品である「紫いもペースト」を製造し、平成25年から、香港でパンやケーキの材料として使用している事業者向けに輸出しています。同社では、社内でパティシエの資格を有する輸出担当者が紫いもペーストを使用したケーキなど、具体的に商品を事業者へ提案したことなどにより商談の成立に結びつけました。

また、これまで商社を通して輸出先国の事業者と取引していたため、相手先のニーズ等を把握しにくく、受注するまでに時間がかかるといった課題がありましたが、現地情報に精通している人材を確保し、直接取引を行うこととしました。

これを契機に、香港の取引先の担当者を宮古島に招待し、紫いものほ場や紫いもペーストの製造工程について説明するとともに、紫いもペーストの色合いの認識違い等の是正のため、カラーチャートを活用して客観的に確認するなど、紫いもペーストに関する共通認識の構築と原料生産から加工品製造までの品質管理について理解を深めてもらうための取組などを行っています。

また、同社では、これまで、宮古島で製造した紫いもペーストを那覇まで運び、通関手続きを行っていましたが、平成28年からは、インターネット上で通関手続きを行うことにより、宮古島から香港へ直接輸出できるようになり、輸送行程の短縮化によるコスト削減を実現しています。更に、輸出に向けた必要量を確保するため、地元生産者と連携し、紅いもの計画的生産や生産体制の強化について取り組んでいます。

今後は、紫いもペーストの製造を中心に、沖縄県産農産物を使用した商品開発に努めるとともに、紫いもペーストの生産及び輸出の拡大を目指しています。

※「紫いも」は沖縄では「紅いも」とも呼ばれています。

宮古島産紫いもペースト



取引先担当者へ説明している様子



## 第6節 卸売市場の現状

私たちの生活に欠かせない食料は、生産から消費まで様々な流通を経ており、その中で卸売市場は、生鮮食料品等の集荷・分荷や価格形成といった重要な機能を担っています。

沖縄県中央卸売市場は野菜や果実等の県内流通の拠点として、昭和59年度に開場しました。

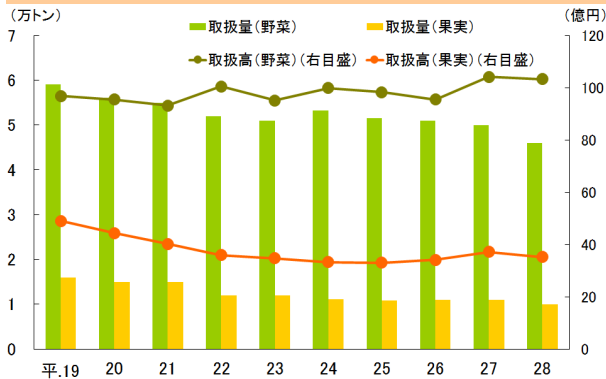
平成28年の青果取扱量は、55,820 t（野菜45,752 t、果実10,067 t）、取扱高は138.4億円（野菜103.2億円、果実35.2億円）となっています。取扱量については、大型量販店による産地との直接取引の進展等流通の多様化等により、最近では減少傾向にありますが、農産物の流通拠点として重要な役割を担っています（図V-23）。

平成9年には県内の小規模市場を統合して花き部門が併設されており、平成28年の花きの取扱高は29.1億円（切り花20.9億円、鉢物8.1億円）となっています（図V-24）。

中央卸売市場初セリ（青果）

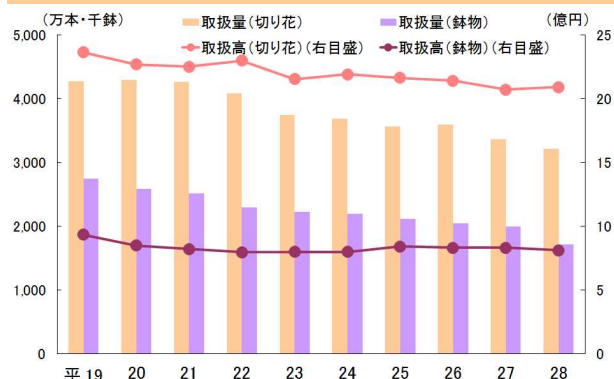


図V-24 沖縄県中央卸売市場における青果の取扱量・取扱高



資料：沖縄県中央卸売市場「市場年報」

図V-25 沖縄県中央卸売市場における花きの取扱量・取扱高



資料：沖縄県中央卸売市場「市場年報」

### <第10次沖縄県卸売市場整備計画の策定>

沖縄県では、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化により県民生活の安定を図る観点から、昭和51年9月に第1次の沖縄県卸売市場整備計画を策定し、その後おおむね5年ごとに改定を行い卸売市場の適切な整備等を推進してきました。

平成28年度、第10次となる整備計画（計画期間：平成28年度～32年度）が策定され、同計画では卸売市場整備の基本的な考え方として、海外への市場拡大の可能性の調査や研究に努めること、卸売業者及び仲卸売業者の経営の近代化の目標として、販売力の強化や新規需要の創出を通じた経営体質の強化を図るために市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、輸出に係る拠点としての積極的な機能発揮に努めること等が明記されています。

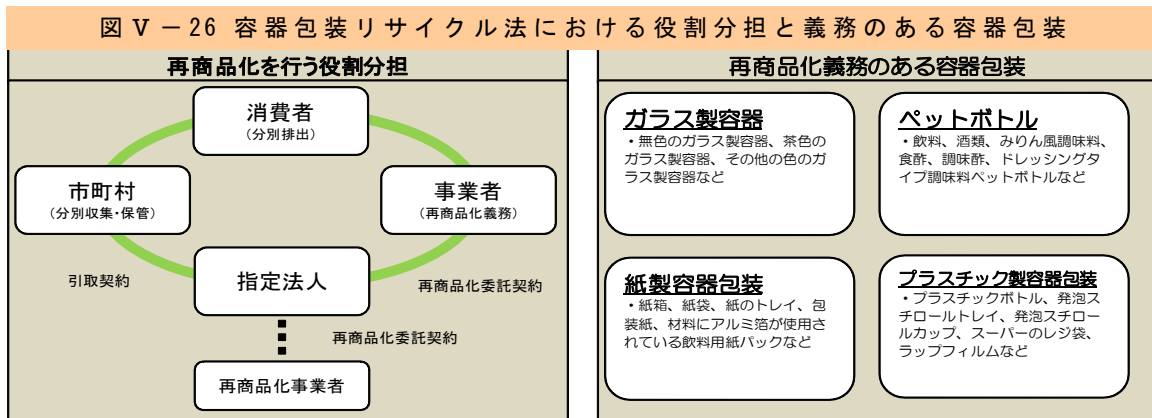
## 第7節 容器包装・食品リサイクル

我が国のごみの排出量は増え続け、最終処分場の残余容量のひっ迫等、廃棄物処理を巡る問題が深刻化する中で、家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、排出抑制、分別収集、再商品化を促進することにより、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年に「容器包装リサイクル法<sup>\*1</sup>」が制定・施行されました。

また、生産・流通段階において大量の食品が廃棄されるとともに、消費段階でも大量の食べ残しが発生していることから、食品廃棄物の発生抑制や減量に関し、基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源<sup>\*2</sup>の再生利用を促進するため、平成12年に「食品リサイクル法<sup>\*3</sup>」が制定されました。

### (1) 容器包装リサイクルの取組

沖縄総合事務局では、容器包装リサイクル法の公平かつ適正な運用を確保するため、農林水産関連事業者の事務所等に出向き、再商品化義務の有無、帳簿の備え置き状況等の調査点検を行うとともに、必要に応じて改善指導を行う「容器包装廃棄物リサイクルシステム点検指導事業」を実施しています。

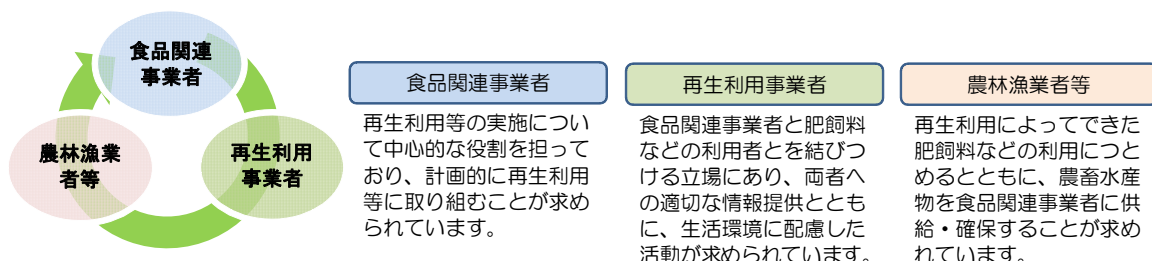


資料：沖縄総合事務局農林水産部作成

### (2) 食品リサイクルの取組

沖縄総合事務局では、食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者の事業所等に出向き、食品循環資源の再生利用の状況等法律に関する啓発指導とともに、必要に応じて所要の改善指導を行う「食品循環資源再生利用等促進事業」を実施しています。

図 V - 27 食品リサイクル法における食品の再生利用を推進する関係者と役割



資料：「農林水産省／(財)食品産業センター リーフレット」より作成

食品循環資源の再生利用の促進には、食品循環資源をリサイクルする再生利用

\*1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

\*2 「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なもの（食品リサイクル法第2条第3項）

\*3 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

事業者の育成や、リサイクル製品の利用までを含めた計画的な再生利用の実施を確保していくことが重要なことから、食品リサイクル法においては、登録再生利用事業者制度と再生利用事業計画認定制度が設けられています。これらの制度により、登録再生事業者及び再生利用事業計画認定事業者は、廃棄物処理法の特例として、荷卸し地における一般廃棄物の運搬にかかる許可が不要となること、肥料取締法及び飼料安全法の特例として、特殊肥料や飼料の製造・販売の届出が不要となることなどのメリットがあります。現在、沖縄ではこれらの認定事例はありませんが、沖縄総合事務局では認定を希望する事業者に対し、申請に向けた取組へのアドバイスや支援を実施しています。

#### <事例Ⅴ－４：食品ロス削減の取組>

食品リサイクル促進の取組の一環として、食品産業における食品ロス削減の実践やフードバンク活動の推進が重要となっています。

那覇市の特定非営利活動法人セカンドハーベスト沖縄では、平成19年から、包装が破損したり、賞味期限が迫っている等の理由から品質に問題はないにもかかわらず、市場で流通できず廃棄される商品や家庭で余った食料を、企業や一般家庭から寄付してもらい、困窮者支援団体、児童養護施設、社会福祉協議会などに届けるフードバンク活動を行っています。平成27年度は53.3tの寄付を受け、団体・個人への配付実績は1,788件となっています。

平成28年度には、その活動が評価され、奥平智子代表は「産業、社会、教育の各分野の第一線で地域の福利増進に精励している気鋭の人材を顕彰する賞」である、第39回琉球新報活動賞を受賞しています。

また、農林水産省の補助事業を活用して、フードバンクに対する認知度の低い宮古島市及び石垣市で、推進検討会やシンポジウムを開催するとともに、那覇市内での「おきなわ花と食のフェスティバル2017」会場にブースを設け、来場者にフードバンク活動の普及・啓発活動を行いました。

寄付品の仕分け作業



シンポジウム in 宮古島市



食料品の寄贈（石垣市）



## 第8節 再生可能エネルギーの活用の推進

農山漁村には、太陽光、風力、バイオマス等、未だ十分に活用されていない再生可能エネルギー源が豊富に存在しています。これらの地域資源を有効に活用して、農林漁業者や共同利用施設等に対して再生可能エネルギーを供給することは、農林漁業者の経営の安定、施設の維持管理コストの軽減を実現するだけでなく、地球温暖化防止にも貢献するため、重要な取組となっています。

### (1) 農山漁村再生可能エネルギー法

平成26年5月1日に農山漁村再生可能エネルギー法<sup>\*1</sup>が施行されました。この法律は、農林地等の利用調整を適切に行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図る枠組みを構築するものです。

本法では、発電事業者が計画認定を受けることにより、農地法等における必要な許可があったものとみなす手続のワンストップ化や、農林地の所有権移転等を促進するための所有権移転等促進事業等の特例措置が講じられています。

### (2) 太陽光、風力の活用

沖縄県内では、内閣府や農林水産省等の補助事業を活用して、太陽光発電設備を農産加工施設（東村）、農産物貯蔵・選果施設（名護市）、ダムの付帯施設（石垣市）、地下ダムの付帯施設（伊是名村）、たい肥化処理施設（久米島町・伊江村）等に導入しており、また、風力発電設備を地下ダムの付帯施設（宮古島市）に導入しています。今後もこうした施設の整備に対して支援を行っていきます。

地下ダムでは、太陽光、風力発電により、農業用水を汲み上げるポンプの電力について維持管理コストの軽減を実現しています。また、その他施設についても、農業施設の維持管理コストの軽減を図っており、今後もこうした施設の整備に対して支援を行っていきます。

#### <事例Ⅴ－5：農林水産分野における太陽光発電の活用>

##### たい肥センター（伊江村）

葉たばこ、花き及び肉用牛の生産が盛んである伊江村では、平成25年に「たい肥センター」を整備し、島内におけるバイオマス資源の循環利用を推進するとともに、太陽光発電設備（出力49kW）を導入し、施設の維持管理コストの軽減に取り組んでいます。発電設備では、年間約49千kWhを発電し、施設全体の年間電力使用量を賅っています。

また、平成29年度に工事完了予定である地下ダムの供用に併せて、当該たい肥センターを中心として、家畜ふん尿による水質悪化を防ぐため、地下水源の水質保全対策を実施する予定です。

たい肥センター（伊江村）



\*1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）

### (3) バイオマスの活用

我が国では、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物の非食用部等のバイオマスが年間約2億5千万t\*1発生し、沖縄でも、家畜排せつ物、生ごみ、食品残渣等のバイオマスが年間300万t\*2発生していると推計されています。

バイオマスは、再生可能な資源であることから、これをエネルギー源や製品の原材料として利用することは、地球温暖化防止や循環型社会の形成に大きく貢献するものであり、これにより新たな産業の創出や農山漁村の活性化が期待されることから、活用の推進に関する施策の更なる加速化が強く求められています。

このような中、バイオマスの利活用推進に関する具体的な取組や行動計画として、平成14年12月に閣議決定（平成18年3月改訂）された「バイオマス・ニッポン総合戦略」の推進により、市町村等におけるバイオマスの利活用を定めたバイオマスタウン構想の作成が進みました。

沖縄県においては、伊江村、うるま市、宮古島市、金武町、与那国町、宜野座村の6市町村がバイオマスタウン構想を策定し、これらの構想に基づき、建築廃材等の木質ペレット燃料化施設、糖蜜のエタノール化施設、泡盛蒸留粕のメタン発酵施設等が整備されました。

また、バイオマス活用の推進に関する基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、バイオマス活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年6月に「バイオマス活用推進基本法」が制定されました。

同法に基づき、バイオマス活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める「バイオマス活用推進基本計画（平成22年12月に閣議決定、平成28年9月改訂）」により、国は、地域におけるバイオマス活用推進計画の作成を推進しています。

沖縄県においては、平成27年1月に、石垣市が「バイオマス活用推進計画」を策定し、家畜排せつ物の優良たい肥化、生ごみ・下水汚泥を利用したメタン発酵の実証事業などに取り組んでいます。

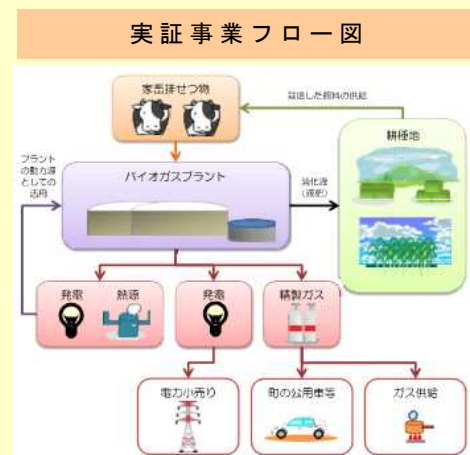
なお、平成24年9月に策定された「バイオマス事業化戦略」による、先導的かつ象徴的なモデルとして「バイオマス産業都市構想」の選定が開始されました。

#### <事例Ⅴ－6：バイオガスシステム実証の取組>

##### メタン発酵施設（八重瀬町）

八重瀬町では、地下水の硝酸性窒素等濃度の上昇は家畜排せつ物の耕種地への過剰散布が一因と考え、平成26年度から環境省の補助事業を活用し、地域循環型バイオガスシステムの実証を行っています。

主な事業内容は、管内の家畜排せつ物を1日に30m<sup>3</sup>処理し、発生したメタンガスの利用や副産物である消化液のサトウキビ・牧草への液肥としての散布試験、地下水浸透試験等の実証を行っています。



\*1 「バイオマス活用推進基本計画（平成28年9月改訂）」

\*2 「沖縄県バイオマス総合利活用マスタープラン」平成12～15年発生量